

**令和2年度  
青森市子どもの権利相談センター  
活動報告書**

青森市子どもの権利擁護委員

## 青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日制定

平成二十四年青森市条例第七十三号

(条例より前文を抜粋)

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」(同条約第三条)を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市子ども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています(平成二十三年三月子ども宣言文)。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

### 「パンデミックの子ども達！」



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

#### 1. シナリオのない物語を生きる

人生には想定外のことが起きる。その中を何としても安全に生きていく。そんな当たり前のことを実感させられた一年でした。子どもであっても例外ではありません。

いつの時代も、平凡な日々と背中合わせに、多くの苛酷な出来事が起こります。大災害や大事故、感染症の蔓延、不景気・失業、争いや暴力、対人トラブル、近親者の死、家族内の不和、心身の不調など様々な危機に直面してきました。しかし、今般のコロナ禍ほど、すべての人を不安にした緊急事態はないと思います。

私の身の周りでも、人一倍元気だった知人が、コロナウイルス感染でアツという間に亡くなりました。免疫機能が低下する難病をもつ友は、日々、死の恐怖と戦っています。

手探り状態のコロナ対応をみていると、シナリオのない物語を生きる難しさ、さらに、“自分だけは大丈夫”と異常を日常の延長の正常内の現象として認知する**正常性バイアス**、自分が支持する情報ばかりを集め、反証する情報を軽視する**確証バイアス**など、様々なことを感じました。

先の見えない中を、マニュアルやガイドラインがないままに、どのようなビジョン&戦略をもって、リスクヘッジしながら、安全に歩いていくのかを問われた気がします。思いも寄らない予測外の出来事に備えた「心構え」と「備え」が不可欠だと感じました。

#### 2. 翻弄された子ども達

子ども達も、一斉休校、卒業式などの恒例行事の中止、部活動の制限、外出の自粛、学内外の交流・活動の制限...などが強いられました。

『子ども会議』の活動も制限され、子どもの権利擁護委員の会議も一部オンラインを活用しました。子どもの権利相談センターの相談件数は、大幅に減少しました。

自粛やステイホームで、子どもの深刻な問題が減少したとは考えていません。むしろ心の悩みや対人関係の亀裂が、不可視化して、負のスパイラルとなって増幅されているのではないかと危惧しています。陰に隠れた暴力の広がりであるシャドーパンデミックが心配されています。



実際に、子どもにも危惧されたことが起こりつつあるようです。具体的には、児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）・子どもの自殺の増加、広くは学習弱者の教育格差・子どもの相対的貧困・少子化の進行などが挙げられます。

**自殺**は、この数年大幅な減少傾向にありましたが、昨年は増加に転じました。特に、子どもと女性の自殺が増加し、子どもの自殺はこれまでを大幅に上回るペースで増えています。専門家は「新型コロナウイルスの感染拡大による生活の変化が影響しているとみられる。子どものメンタルヘルスに配慮する必要がある」と警鐘を発しています。

また、閉鎖的な空間の中で起こる**児童虐待**や**DV**の増加も心配されるところです。コロナ禍でこれらが潜在化して、必要な支援が行われないことは大きな問題です。

コロナ禍における**教育格差**の拡大も懸念されています。家庭内で教える人がいない、家で勉強できる物理的環境がない、ICT 教育環境が整わない、通塾ができる環境にない等で教育の格差が進行したとも言われています。

中長期的な眼で見ると、感染への危惧や雇用不安などを背景とした**出産意欲の減退**や**少子化**も、後々、深刻な影響を与えるものとして心配されます。

### 3. 古くて新しいテーマ～多様性&調和～

『鈴と、小鳥と、それから私、みんなちがって、みんないい』 26歳の短い生涯を自死で終えた大正時代の童謡詩人「金子みすゞ」が、孤独の中でこれを綴ってから、かなりの年月が経ちます。弱いもの・貧しいもの・忘れ去られたもの・マイノリティに対する優しい眼差しがありました。しかし、今も過剰な同調圧力、均一化・規格化・同質化を求める「**空気**」（山本七平）は決して弱まっていません。



当センターに寄せられた相談の根底にも、学校システムの集団力学（グループダイナミクス）に潜む<多様性 VS. 調和>という難しい課題が横たわっています。もちろん、これは二項対立的なものではなく、共存すべき「**糾える縄**」「車の両輪」のようなものです。

**価値観・生き方が多様化**し、**モンスター・クレマー**&**タフ・ネゴシエーター**と称されるなど、不当なことには声を上げることが当たり前になった昨今、従属しない者の排斥・非合理的な校則や理不尽なルールの強要などの「**同調を求める空気**」との間で、深刻な対立が生まれているように思います。今般のコロナ禍でも、医療従事者や感染者に対する誹謗中傷、自粛警察に代表される相互監視など、差別や偏見、過剰な同調圧力、空気に流される、主体的に判断ができない、そんな日本人像があぶり出されました。

当センターには、**性的マイノリティ・LGBT、ADHD・LD**を含めた**発達障害、学校との対立、いじめ被害・スクールハラスメント**など非常に難しい相談が寄せられています。多様な価値観が交差する中で、それぞれの主張を調整し、折り合いや妥協点を探るのが、子どもの権利擁護委員の主要な仕事になっています。

子どもの権利擁護では、「**自分を大事にする。他者に敬意を払う。**」という基本的な理念を訴えています。「一人ひとりに独自の生き方がある」「それぞれに魅力と価値がある」「異質なものへのリスペクト」「他者との人間関係も人格の範疇」など、多様性を尊重する理念を重視しています。

IT 産業に象徴されるように、今日のグローバル化や市場原理の厳しい競争社会の中では、多様な人材を積極的に活用しようとする『**ダイバーシティ**』の考え方が広がっています。コロナ禍を切り抜けるた

めには、多様な専門的立場からの提言、これまでの常識に捕らわれない即応的で柔軟な発想が必要とされます。これまでの思考・行動パターンが行き詰まった時には、斬新な考え方や視点を提供してくれます。空気を読む、右に倣え、減点主義、パターンリズム…の精神風土だけでは活力を欠きます。**混沌としたカオス的狀態**を乗り越える中で、これからを切り開く**知恵**が生まれてくるものと考えています。

このような時こそ、培われた秩序や調和を大事にしながらも、それに安住することなく、流動化や拡散に伴うリスクを恐れずに、**<動的でダイナミックな均衡><不安定の中の安定>**を創り上げていく姿勢が必要だと感じています。

社会心理学の古典的な概念に「**ブローケン・ウインドウ理論**」というものがあります。これは、すべてのリスク要因を「芽のうちに摘んでおく」ことによって、重大な問題に発展することを防ぐというものです。すべての主張にはリスクとベネフィットがありますが、軽微な割れ窓を消滅させるうちに、創造的なトライ&エラーによる学びも摘んでしまい、委縮させる雰囲気蔓延させるようではいけません。そうした空気が教育を活性化することにはなりません。

教職員も、頭髪・下着・靴底の色、髪型・制服・所持品の小さな差異を探し出して、毎日のように叱責するのは、内心、生産性の低いタスクだと思っているのではないのでしょうか？

#### 4. 子どもが学ぶことは？～失ったもの 得たもの～

次に何が起こるか予測不可能で、簡単に問題の解決も出来ない『**複雑系**』の世の中を生きながら、子ども達は何を学び、何を育み、何を実践し、これから何を伝えていくのでしょうか？

コロナ禍では、安定した生活、友だちとの交流や活動、メンタルヘルスなど“失ったもの”がありましたが、数多くの“得たもの”もあるように思います。

これまでの知識や経験で対応できる「**定常的な社会**」だけではない、先が見通せない「**流動的な社会**」があることを知りました。既存の常識だけでは通用しないこと、自分の努力だけでは解決できないこと、学校のテストのような○×の明快な解答がすべてにある訳ではないことに気づきました。解決の見通せない問題を抱えた時、最も有効な「**最適解**」を見出して、どのように身を処していくかを学ぶ良いチャンスになったと思います。

これを強調するのは、この構図は、**子どもの世界**（日常の対人トラブルやいじめ、これからの人生設計）と**相似形**だからです。いじめの状況を想定してもらえば分かりやすいと思います。様々な要因が絡み合った複合的な問題、つまり正解のない流動的な状況では、確かな**現状の分析・解決へのビジョン・戦略**を構築し、勇気をもって**最適解を実行**する。その結果を**検証**し、柔軟に**修正**する図式も有効です。

時代的に、アナログ形式からデジタル化・ITテクノロジー化が進行する一方で、人間本来の「**ありふれた日々**の大切さ」「**かけがえのない人との絆**」「**ささやかな幸せや喜び**」を再認識する絶好の機会ともなりました。



## 5. その先にあるもの～ポストコロナへの期待～

コロナ禍の最中ですが、「ポストコロナ」がどうなっているか？何が違って？何が新たに生まれるのか？を考えています。

「14世紀のヨーロッパ人口のうち実に60%が命を落とした大黒死病・ペストの大流行のあとに、人間の死や既存社会の機能不全を凝視し、人間存在の脆さや失った人間性に気がつく内省の一世紀を経て、人間本来の精神を解放し、人間のあり方を再考しようとする文化運動“ルネサンス”が花開いた」という見方があります。少なくとも、新しいものが生まれるためには、多くの痛みと犠牲が必要だったということでしょう。

子どもの権利擁護の相談でも、**先の見えない苦しみや痛み**が次のステージに向かう契機や原動力となった事例は多いように思います。

多くの被虐待児や非行・触法少年と係わってきて確かに思うことは、月並みな言葉ですが、子どもには**「夢と希望」**が必要だということです。たとえ幼少期からの苛酷な記憶をリセットできなくても、今の自分にとって**「価値あるもの」「大切なもの」**を見出すことができれば、強く生きていくことができる気がします。



青森市は、全国でも先駆的に「**子どもの権利条例**」を策定し、子どもを巡る問題に迅速かつ包括的に対応するシステムを構築しました。青森市長は、子ども会議に率先して参画するなど、子どもの健やかな成長を積極的に支援しています。

混乱の最中だからこそ、“**あおもりシティ**”という「**揺りかご**」の中で、多様な人達と交流し、相互に刺激し合って、時にはぶつかり合って、切磋琢磨しながら、共に育っていくことを願っています。

令和3年4月（せきや みちお 臨床心理士・公認心理師）



# 令和2年度活動報告書

## 目 次

はじめに（巻頭言）「パンデミックの子ども達！」青森市子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

### I 活動の状況

- 1 相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 調整活動・・ 12
- 3 調査活動・・ 14

### II 運営会議

- 1 運営会議・・ 17

### III 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 子どもへの広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 大人への広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 コロナ禍に対応した広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 5 出前講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

### IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

- 「社会の分断と世代間の断絶を乗り越えるために」 子どもの権利擁護委員 沼田 徹・・・37
- 「鎧・かぶとを脱いで軽くなった」 子どもの権利擁護委員 小林 央美・・・39

### V 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 運営体制・・ 44
- 3 相談・救済の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

### VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 2 調整活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 3 調査活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

### VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 59







## 活動の状況

---

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動



# I 活動の状況

## 1 相談活動(R2.4.1～R3.3.31)

令和2年度の相談受付件数は、実件数(※1)が41件、延べ件数(※2)が306件でした(前年度:実件数74件、延べ件数473件)。

さまざまな困難に直面した子ども及び保護者などから寄せられる悩みなどに対し、解決のために相談が重ねられ、1件の相談当たり平均7.5回(前年度は6.4回)のやりとりが行われました。

☆「相談受付件数」の年度比較はP49参照

### (1) 月別相談受付件数(図1)

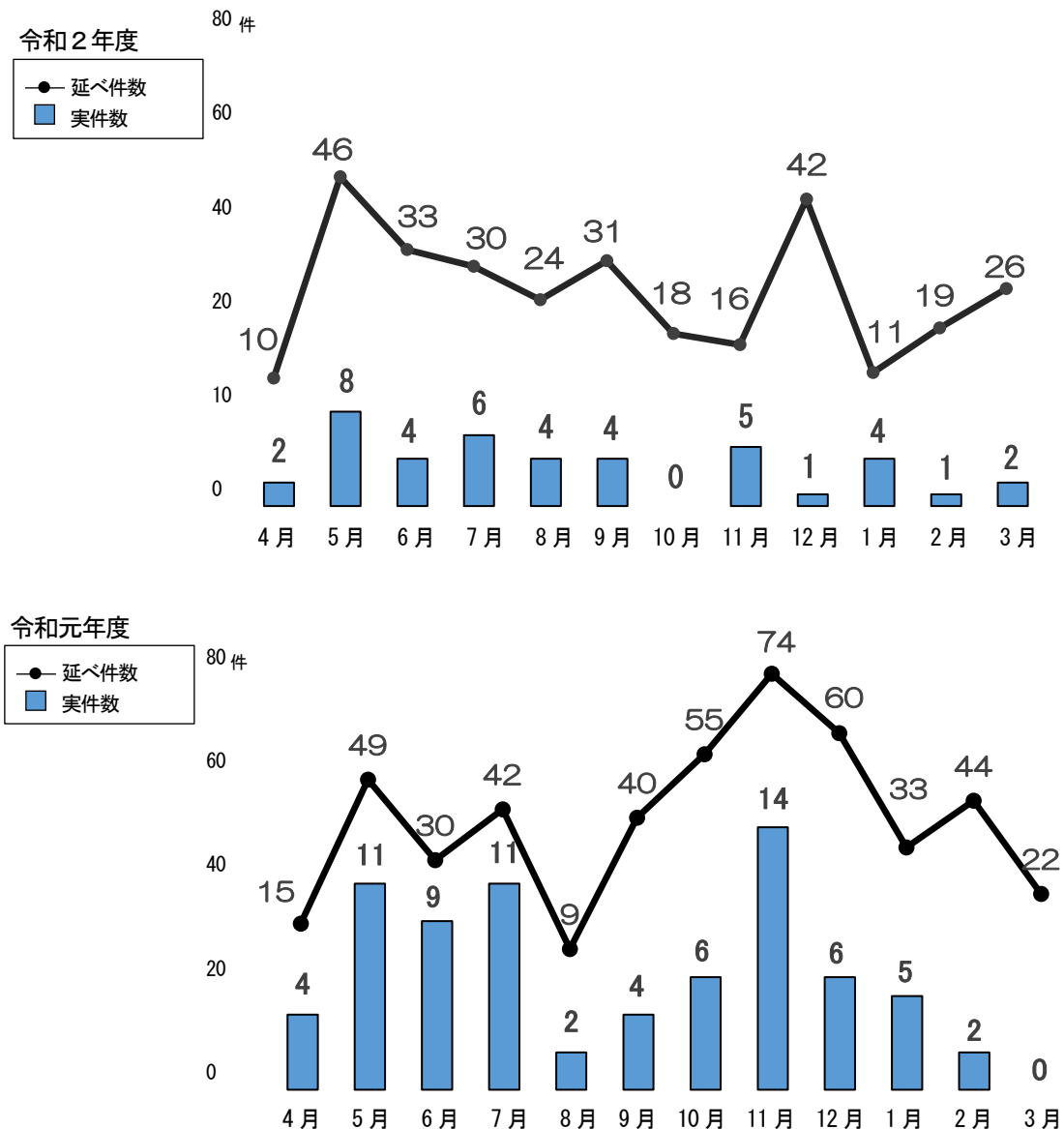


図1 実件数と延べ件数の月別推移前年度比較

※1 実件数

1人についての初回から最終までの相談を1件とします。

※2 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

## (2) 実件数の相談者内訳(図2)

相談者とは、相談をしてきた人のことをいいます。

子どもからの相談は20件で、全体の49%でした。そのうち、最も多かったのは「高校生」からの相談で9件でした。

大人からの相談は21件で、全体の51%でした。そのうち、最も多かったのは、「父又は母」からの相談で17件でした。「父又は母」からの相談のうち94%（16件）は、母親からの相談でした（図2）。

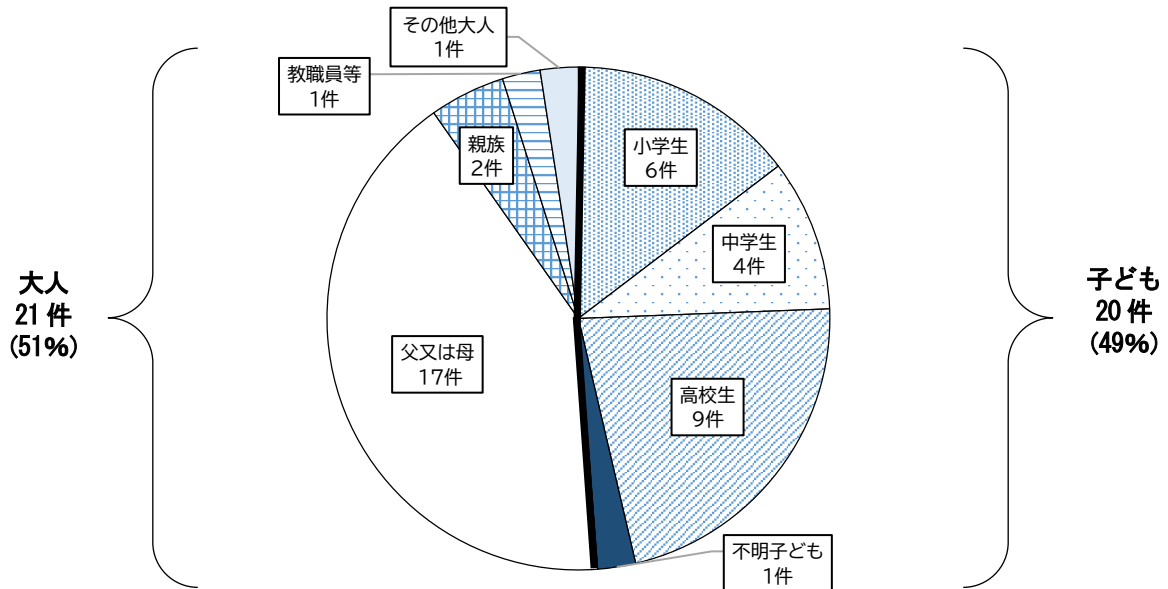


図2 相談者の内訳(実件数:41件)

## (3) 延べ件数の相談者内訳(図3)

子どもからの相談は225件で、全体の74%でした。そのうち、最も多かったのは「高校生」からの相談で176件でした。

大人からの相談は81件で、全体の26%でした。そのうち、最も多かったのは、「父又は母」からの相談で75件でした（図3）。

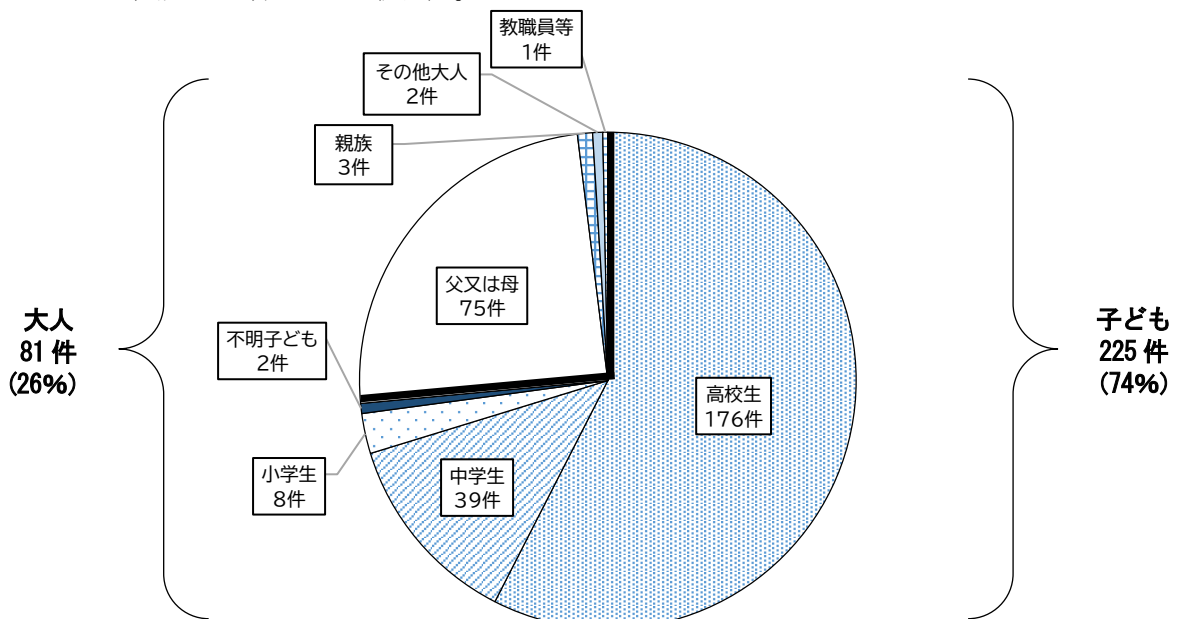


図3 相談者の内訳(延べ件数:306件)

☆「相談者の内訳」の年度比較はP49参照

#### (4) 相談対象者の内訳(図4)

相談対象者とは、誰についての相談かということです。例えば、母親から小学生についての相談があった場合には、「相談者」は母親、「相談対象者」は小学生となります。

「子ども」についての相談は179件で、全体の58%でした。そのうち、最も多かったのは「高校生」についての相談で141件でした。

「大人」についての相談は127件で、全体の42%でした。そのうち、最も多かったのは、「父又は母」についての相談で70件でした(図4)。

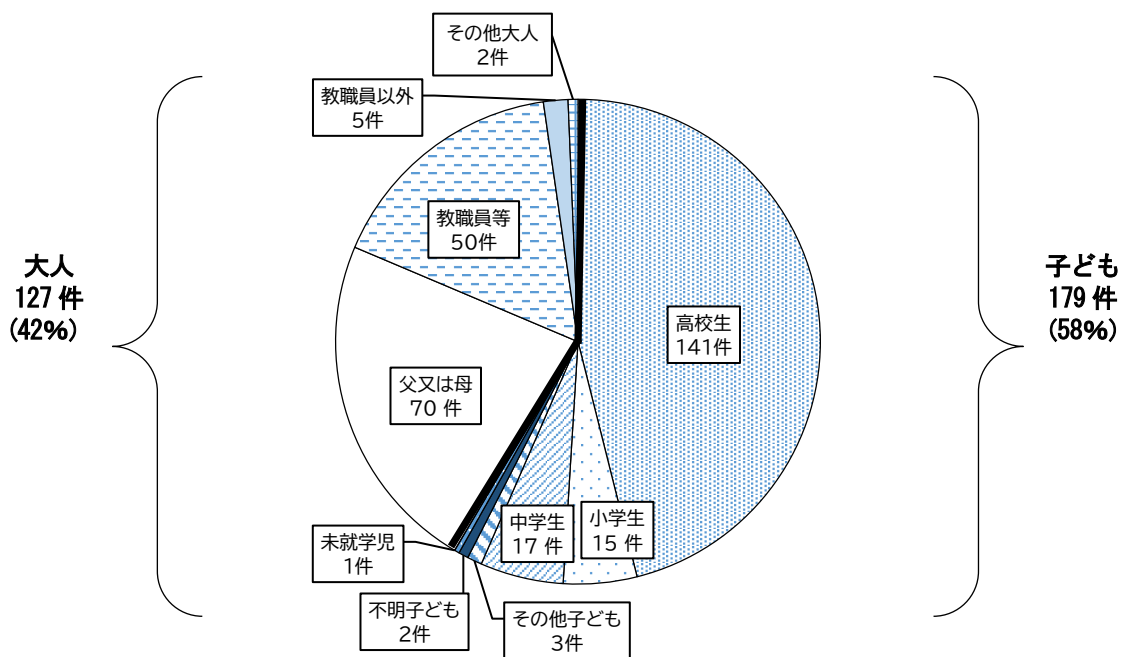


図4 相談対象者の内訳(延べ件数:306件)

☆「相談対象者の内訳」の年度比較はP49参照

(5) 相談の方法(図 5、6、7)

初回相談で最も多かった相談方法は、「電話」の25件で、全体の61%でした(図5)。

延べ件数で見ると、「メール」の175件が最も多く、全体の57%でした。次いで、「電話」が76件で、全体の25%となりました(図6)。なお、相談方法は、相談継続の中で解決に向けた最良の方法を模索しながら変わることがあります。

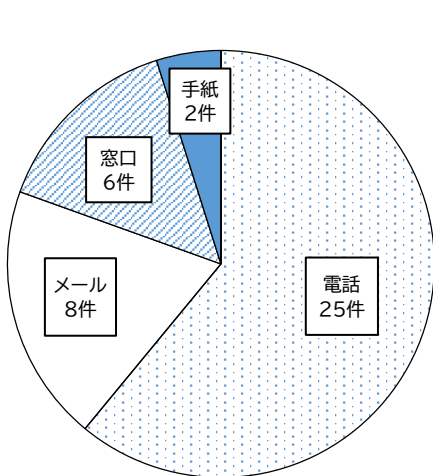


図5 初回相談の内訳(件数:41件)

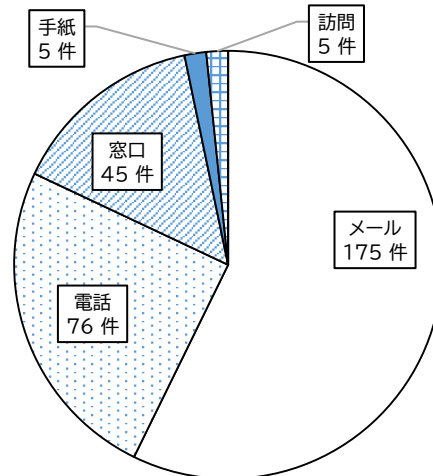


図6 延べ件数の内訳(件数:306件)

☆「相談方法別件数」の年度比較はP50参照

相談者と相談方法の関連では、最も多かった相談方法は、子どもからの相談では「メール」の156件で、全体の51%でした。大人からの相談では「電話」の52件で、全体の17%となりました(図7)。

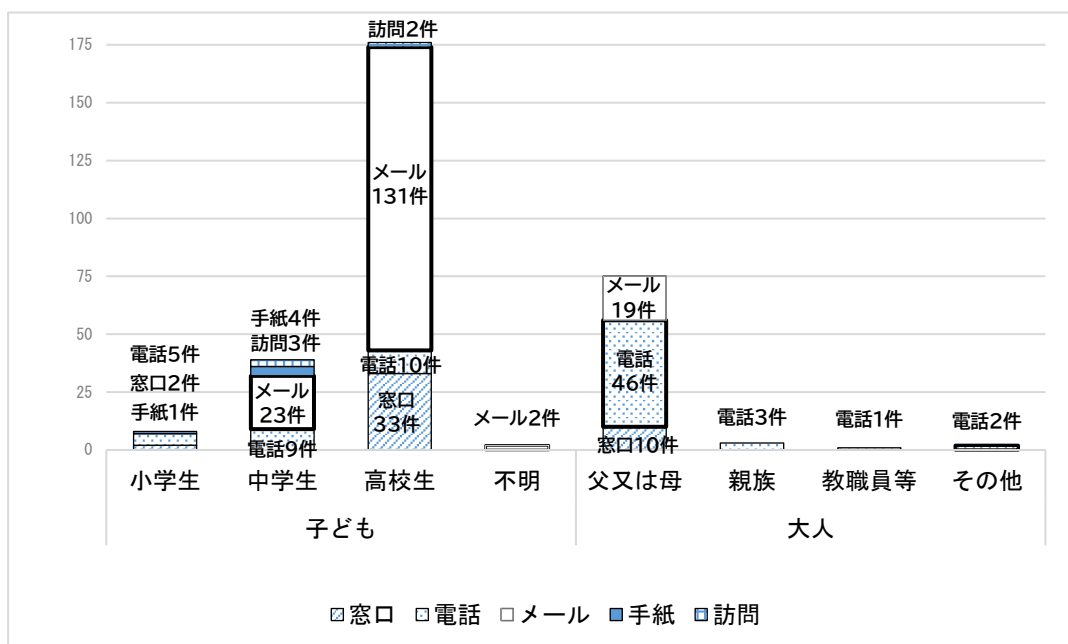


図7 相談者・相談方法別件数

## (6) 相談受付の時間帯と所要時間(図 8、9)

相談が最も多い時間帯は「16時～18時」の91件(子ども66件、大人25件)で、全体の30%でした(図8)。

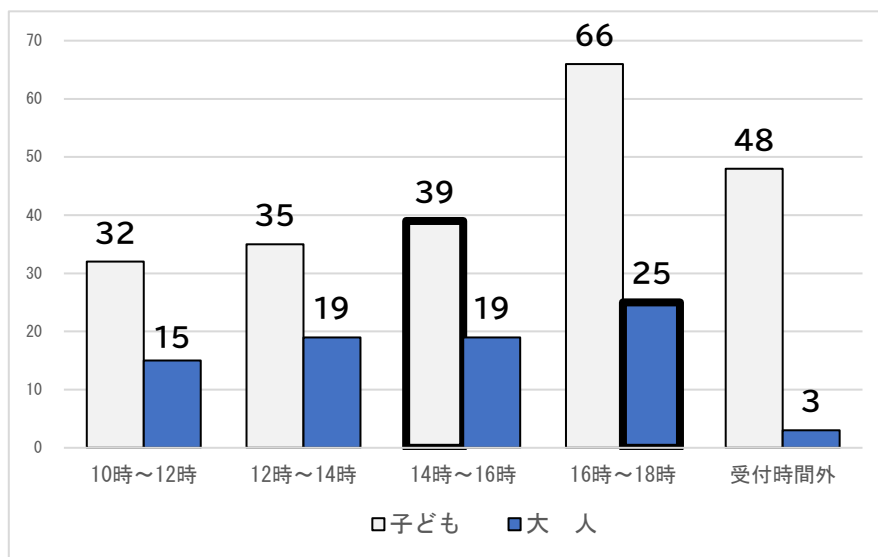


図8 相談受付の時間帯(手紙相談を除く延べ件数:301件)

相談の所要時間について、電話相談で最も多かったのは「30分未満」の51件(子ども17件、大人34件)で、全体の67%でした。窓口・訪問相談で最も多かったのは、「1時間以上2時間未満」の26件(子ども21件、大人5件)で、全体の52%でした(図9)。

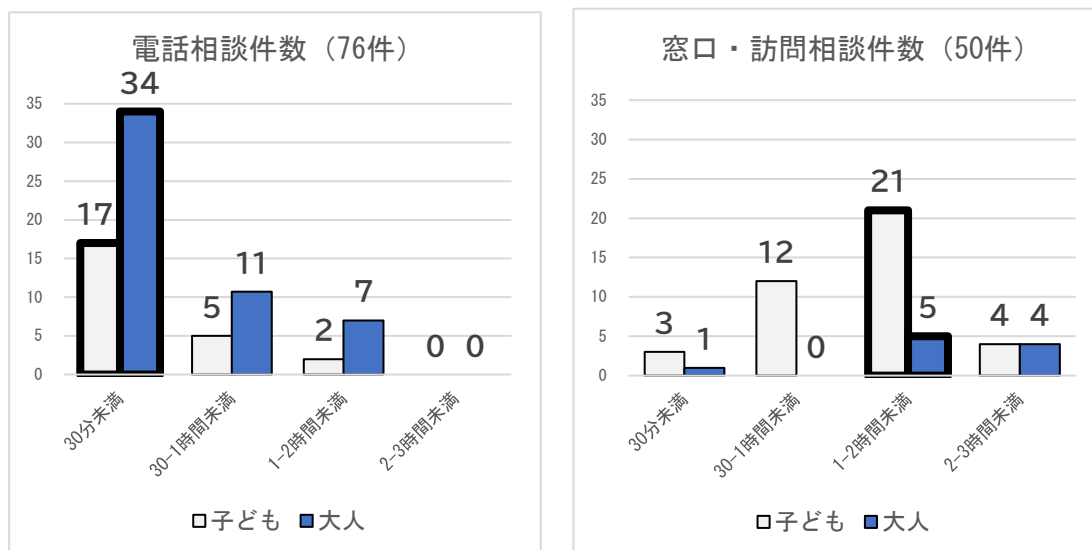


図9 相談の所要時間

☆「相談受付の時間帯」の年度比較はP50参照  
 ☆「相談受付の所要時間」の年度比較はP51参照



## (7) 相談の内容※5(表1)

実件数の相談内容を相談者別にみると、以下のような傾向がありました。

### ① 小学生からの相談で最も多かったのは「交友関係」

小学生からの相談の内訳は、交友関係 3 件、心身の悩み 2 件、指導上の問題（教職員等）1 件でした。相談方法では、電話での相談が多くなりました。

学校での友だちとのトラブルの悩みや、新型コロナウイルス感染症による臨時休校後の気持ちの変化についての相談が寄せられました。

### ② 中学生からの相談は「家族の問題」と「指導上の問題（教職員等）」

中学生からの相談の内訳は、家族の問題 2 件、指導上の問題（教職員等）2 件でした。親との関係性について悩んでいる中学生には、専門員が寄り添うように傾聴することで、次第に胸の内を語るようになりました。

### ③ 高校生からの相談で多かったのは「心身の悩み」と「家族の問題」

高校生からの相談の内訳は、心身の悩み 3 件、家族の問題 3 件、学校等の対応 2 件、進路問題 1 件でした。

「どうすればいいですか。」とすぐに回答を求めるような場合でも、専門員が相談者の話を丁寧に聴き取り、気持ちを話してもらえるようにしたことで、次第に子ども自身が自分の問題の解決方法を考えてくれるようになりました。

子どもの権利相談センターでは、できるだけ、子ども自らが自己の問題解決に当たることができるように意識した相談活動を行っています。

### ④ 大人からの相談で多かったのは「子育ての悩み」と「指導上の問題（教職員等）」

大人からの相談の内訳は、子育ての悩み 5 件、指導上の問題（教職員等）5 件、学校等の対応 3 件、不登校 2 件、家族の問題 2 件、いじめ 1 件、指導上の問題（教職員以外）1 件、行政機関の対応 1 件、その他（県外相談機関からの対応相談）1 件でした。

「大人」の内訳は、父又は母 17 件、親族 2 件、教職員等 1 件、その他（県外相談機関）1 件となりました。父又は母 17 件のうち、16 件は母親からの相談でした。

学校に相談した方がよいとも思っているが、どのように話したらよいのか分からず悩んでいると語られることも多く、専門員と一緒に不安や悩みを整理することで、自身で解決に向かうこともありました。一方で、学校への不信感の強さから、委員が学校訪問し、調整活動を行うこともありました。

---

※5 相談の内容


相談者の主たる訴え（主訴）をさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主訴の内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主訴を一つに絞りました。

表1 相談内容の内訳(実件数:41件、延べ件数:306件)

相談者		相談内容												合計(件)			
		いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待		不明	その他	
子ども	小学生	実件数				3	2			1							6
		(延べ)				(5)	(2)			(1)							(8)
	中学生	実件数								2		2					4
		(延べ)								(5)		(34)					(39)
	高校生	実件数			1		3		2			3					9
		(延べ)			(6)		(131)		(3)			(36)					(176)
	未就学児	実件数															
		(延べ)															
	不明	実件数					1										1
		(延べ)					(2)										(2)
	その他	実件数															
		(延べ)															
	計	実件数			1	3	6		2	3		5					20
		(延べ)			(6)	(5)	(135)		(3)	(6)		(70)					(225)
大人	父又は母	実件数	1	2				5	2	5	1		1			17	
		(延べ)	(1)	(4)				(22)	(4)	(37)	(5)		(2)			(75)	
	親族	実件数										1	1			2	
		(延べ)										(2)	(1)			(3)	
	教職員等	実件数							1							1	
		(延べ)							(1)							(1)	
	教職員以外の指導者	実件数															
		(延べ)															
	不明	実件数															
		(延べ)															
	その他	実件数														1	1
		(延べ)														(2)	(2)
	計	実件数	1	2					5	3	5	1	1	2		1	21
		(延べ)	(1)	(4)					(22)	(5)	(37)	(5)	(2)	(3)		(2)	(81)
合計(件)		実件数	1	2	1	3	6	5	5	8	1	1	7		1	41	
		(延べ)	(1)	(4)	(6)	(5)	(135)	(22)	(8)	(43)	(5)	(2)	(73)		(2)	(306)	

☆「相談内容の内訳」の年度比較はP51参照

## (8) 事例紹介

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
<p>事例①</p> <p>相談者【本人】 小学生 交友関係 電話</p>	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>同じクラスのAさんの言葉遣いが悪くて、困っています。入りたい委員会にAさんもいるので、どうしたらいいか悩んでいます。</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>専門員が、Aさんの関わりやクラスでの様子等、本人から詳しく話を聞いていくうちに、「Aさんには良いところもある。言葉遣いを直してくれたらみんなと仲良くできるのに…」と話してくれました。しかし、Aさんとの仲が悪くなるのが心配で、自分の口から直接Aさんに伝えることができないと困っていました。</p> <p>本人は、担任に相談することも考えていましたが、“告げ口”になってしまうことを気にして、話せていませんでした。そこで専門員は、本人と一緒に、担任に相談する場面を想像しながら、担任に伝えたい内容を具体的に考えました。本人は、「それなら先生に話せるかもしれない。」と明るい声で話し、相談を終えました。</p> 
<p>事例②</p> <p>相談者【本人】 高校生 心身の悩み メール</p>	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>自分の性別に違和感があって…。親にも友だちにも言えず、とても苦しいです。でも、親には話したくなくて、誰も信じられないです。人が物凄く怖くなってしまいました。これからどうすればいいのか分からなくて、将来が不安です。助けてください。</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>専門員は、誰にも言えず、本人一人で抱えていた苦しい思いを受け止め、「一人で苦しまなくていい」、「ありのままの自分で過ごせるように力になりたい」と伝えながら、メールや電話での相談を続ける中で、直接会って相談することになりました。</p> <p>学校生活では、男子は学生服、女子はスカートと決められていて、それを拒否できない苦しさを感じていました。また、家庭では、ありのままの自分を表現することができない苦しさに耐えながら過ごしていて、「死にたいとも思う。」と語られるようになりました。潜在的な性別の悩みと、自分の性格に自信が持てないことが混在していて、本人は苦しんでいました。専門員は、本人の気持ちに寄り添いながら傾聴し、本人と一緒に、一つ一つの不安や悩みについて考え、時間をかけて整理しました。</p> <p>「解決しない問題も、誰かに話すことで、少しは楽になるって気づいた。苦しい時を乗り越えられ、子どもの権利相談センターに相談して本当によかった。」そして、「これからもきっと悩みは尽きないが、不安との付き合い方は、これからも悩みながら見つけていく。」と話してくれました。</p>

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
事例③  相談者【母親】 小学生 不登校 電話	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>不登校のことを相談したいのですが。小学5年生の息子が、冬休み明けに宿題のことで、担任から「やる気がないなら学校に来なくてもいい。」と言われ、今日は学校を休んでいます。とても心配です。</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>来所での相談を希望されたため、親子で来所してもらい、話を聴きました。母親の話によると、「今日は宿題やったよ。」と言うが、息子は忘れ物が多いので、宿題のプリントを間違えていることがあった。しかし、「学校に来なくていい」と理不尽に叱られるのは…。本人の気持ちは、学校には行きたいが先生が苦手なこと、学校の中で落ち着く場所ベスト3として、3位体育館、2位パソコン室、1位保健室であることを話してくれました。</p> <p>専門員と一緒に話し合う中で、母親は、息子から聞くだけなので、学校の様子が分からないこと、学校で担任以外の先生に話を聞いてもらえるのかと考えるようになりました。面談中、学校から母親の携帯に着信があり、学校も当該子どものことを気にかけている様子が窺えたことから、一度、担任以外の先生に相談することを提案しました。</p> <p>しばらくして、母親から電話があり、校長先生が話を聞いてくれたこと、息子の希望で当面は保健室登校になったことや、保健室で遠隔授業を受けることが進んでいるという報告がありました。登校できたことについては、嬉しく思うので、母親の不安な気持ちも和らいだようでした。</p>
事例④  相談者【母親】 中学生 指導上の問題 (教職員等) 電話	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>中学生の子どもが、「こいつと話していると、ろくなことがないぞ。」と国語の教員に言いふらされるようになりました。子どもに詳しく尋ねても、「もういいよ」「早く卒業したい」「疲れた」と呟くだけで、話そうとしません。これまで楽しく学校に行っていた子どもが、元気がなくなるのを見て、学校に相談した方がいいのか悩んでいます。どうしたらいいのでしょうか。</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>専門員は、心配する母親の気持ちに寄り添いながら、話を傾聴しました。本人が友だちと話していると、当該教員がわざわざ近寄ってきて「こいつと話していると、ろくなことがないぞ。」と言ったり、授業中にも言われたりしたことがある。本人には、なぜそのように言われるのか心当たりはないが、しかし、学校に話すと証拠もないのでクレーマーだと思われるのではないかと不安になる気持ちを話してくれました。そこで、母親の希望を確認し、学校に伝えるためにはどのように話したらよいかを、一緒に考えました。子どものことを一番に心配していることから、「国語の教員の言動で、傷ついている子どものことがとても心配だ。」という母の気持ちを伝えてはどうかと提案しました。また、当センターが第三者機関として学校を訪問することができる機関であることも伝えると、「もう少し頑張ってみたい。相談してよかった。」と話があり、やり取りを続けています。</p>

## 2 調整活動



### (1) 調整活動とは — 子どもの安心の回復のために —

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係がこじれていたり、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子ども・大人や関係機関等に対して、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が連携して働きかけるものです。

調整活動では、まず問題を取り巻く一人ひとりの語ることばを丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのか、正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちを一つひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けて行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」、「救済の申立てを受けて」または「救済の申立てがなくてもその救済と権利の回復のために必要があると認めるとき」に、子どもの権利擁護委員の判断で行うこととしています（青森市子どもの権利条例(以下「条例」といいます。)第18条第1項第1号、第2号、第3号)。

### (2) 令和2年度の調整活動状況

令和2年度は、5案件について延べ44回実施しました(表2)。

表2 相談項目別の調整先と回数

相談項目	調整先							合計 (回)
	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他 行政機関	子ども・ 保護者等		
学校等の対応の問題 (1案件)	5	0	0	0	0	0	5	
指導上の問題 (教職員等) (3案件)	4	4	0	0	0	21	29	
指導上の問題 (教職員以外) (1案件)	0	0	0	0	4	6	10	
合計	9	4	0	0	4	27	44	

☆「調整活動」の年度比較はP52参照

### (3) 調整活動事例紹介

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
調整活動事例  相談者【母親】 中学生 指導上の問題 (教職員以外) 電話	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>スポーツクラブの指導者の言葉遣いが荒く、練習に参加している子どもたちのことを「1匹、2匹来い!」と呼んでいた。子どもは、「練習には行きたくない。」と話している。指導者の言葉遣いが原因で、練習に参加できない子どもの姿を見るのはとてもつらい。指導者に直接訴えることも考えたが、子どもが不当な対応をされるのが心配で、どうすればよいか困っている。</p> <p><b>【子どもの権利相談センターから】</b></p> <p>母親を通して、本人の気持ちを聴き取ると、本人は、練習の日が近づくにつれ、「また何か言われるのではないか」と思い、「練習に行きたくない。」と話していて、不安を抱いている様子でした。本人を支える母親からは、「これ以上、子どものために、どのようにしてあげればいいのか分からない。」という不安と、指導者に対する憤りが語られました。しかし、クラブチームに伝え、改善してほしいという希望はあるものの、個人が特定されることへの不安がありました。</p> <p>“子ども”であっても、一人の人格としての対応が必要であり、今後の少年スポーツクラブに人権侵害の問題意識を持ってもらいたいと考えました。本人と母親の了承を得て、個人が特定されないように配慮をしながら、クラブチームに伝えることになりました。</p> <p>後日、子どもの権利擁護委員と専門員で、クラブチーム事務局を訪問しました。チーム管理者には、誰からの相談であるかは伏せ、指導者の発言と、子どもの気持ちを伝えました。</p> <p>チーム管理者は、当センターの訪問後、すぐに指導者に確認しました。発言の事実を認め、「今後子どもたちへの指導の際は、言動に十分注意するよう指導した。」との報告をいただきました。そのことを母親に報告すると、「とても安心した。」と安堵され、本人も「まだ少し不安はあるけど、次の練習には参加したいと思っている。」と話していると教えていただきました。</p>



☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

### 3 調査活動

#### (1) 調査活動とは

子どもの権利擁護委員は、子どもやその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います（「申立案件」（条例第18条第1項第2号））。

また、子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、子どもの権利擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査を行います（「自己発意案件」（条例第18条第1項第3号））。

事実の調査は、条例第18条第2項に定められた方法により行います。

あくまでも、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関（※6）に対する勧告や、市の機関以外のもの（※7）に対する要請を行います（条例第18条第1項第4号）。

#### (2) 令和2年度の調査活動状況

##### ① 申立案件

令和2年度は、救済の申立案件はありませんでした。

##### ② 自己発意案件

令和2年度は、自己発意案件はありませんでした。

☆「調査活動」の年度比較はP52 参照

---

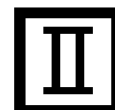
※6 市の機関

市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。





## 運営会議

---

### 1 運営会議



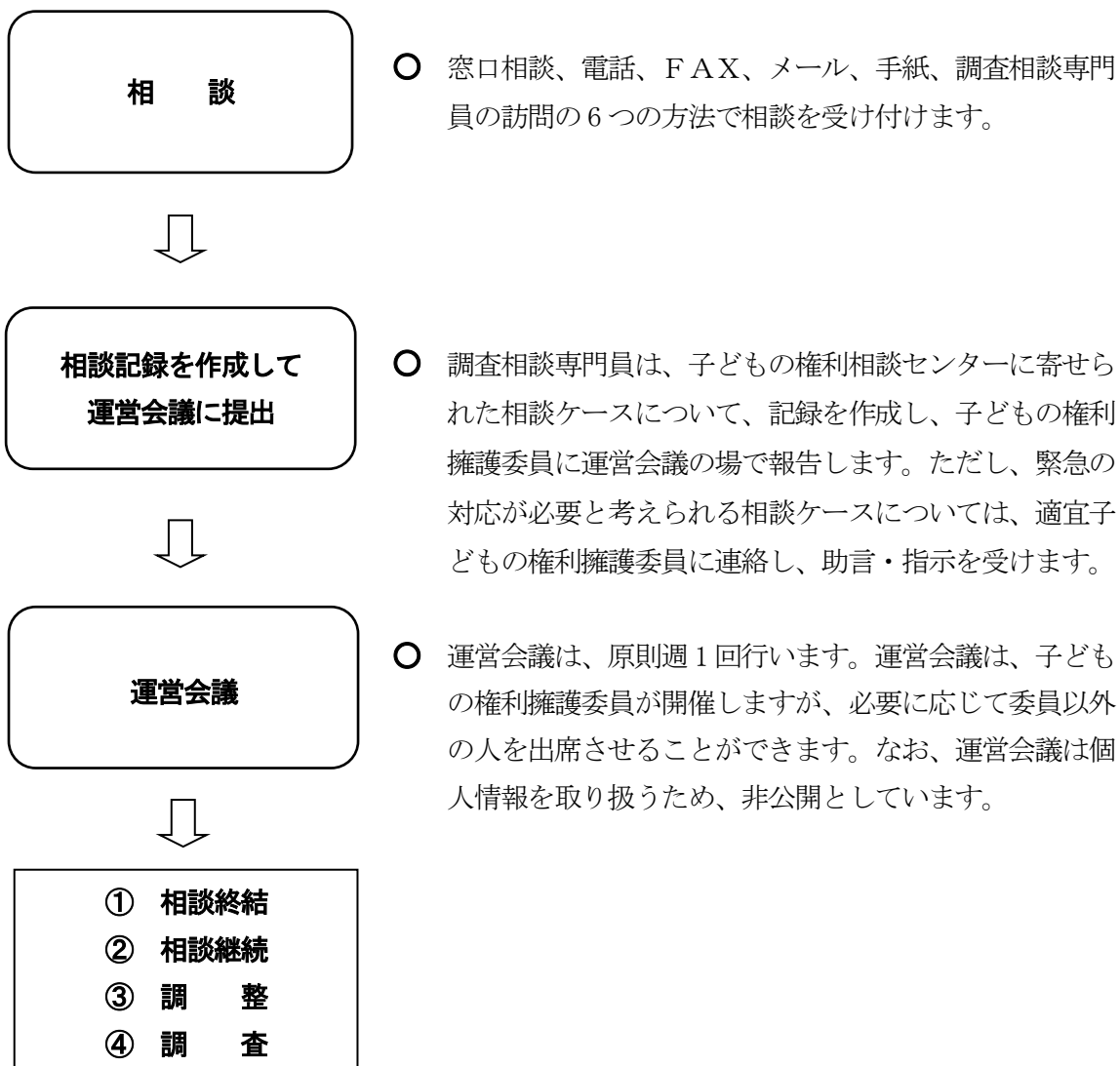
## Ⅱ 運営会議

### 1 運営会議

子どもの権利擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

また、調査相談専門員が受けた相談及びその対応状況についての詳細な報告を受けて、スーパーバイザーとして、専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

#### (1) 運営会議までの主な流れ



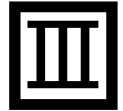
#### (2) 運営会議の開催状況

令和2年度は、運営会議を49回開催しました（表3）。

表3 令和2年度運営会議開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(回)
4	4	4	5	3	4	5	4	4	4	4	4	49





## 広報・啓発活動

---

- 1 広報・啓発活動とは
- 2 子どもへの広報・啓発活動
- 3 大人への広報・啓発活動
- 4 コロナ禍に対応した広報・啓発活動
- 5 出前講座



## Ⅲ 広報・啓発活動

---

### 1 広報・啓発活動とは

広報・啓発活動は、子どもへの人権侵害を未然に防止する観点から、相談や調整、調査の活動とともに重要なもので、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに、子ども自身がSOSを発することができる場として子どもの権利相談センターがあることを知らせることで。第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

条例第10条では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うのはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

困ったときは、一人で悩まないで、  
どんなことでも相談してください。





## (1) 広報・啓発活動一覧

令和2年度は、これまでの広報・啓発活動に加え、新たに青森市Facebookへの掲載等の方法により周知を行いました(表4)。

表4 リーフレットや携帯カード、チラシ等の配付状況

	項目	実施時期	対象等(配付先)、掲示場所等	
子ども	(A)「子どもの権利相談センター」チラシ ※P23参照	R2.5月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校(全児童生徒)	
	(B)携帯用カード ※P23参照	R2.5月	・放課後児童会、児童館等	
	令和元年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書	R2.5月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・幼稚園、認定こども園、保育所、 認可外保育施設 ・児童生徒が利用する公共施設等	
	(B)携帯用カード ※P23参照	R2.8月	・小学校、中学校、高等学校 ・特別支援学校(全児童生徒)	
	(C)青森市子どもの権利条例リーフレット ① 小学1年生～小学4年生版 ② 小学5年生～中学生版 ③ 高校生～大人版 ④ 特別支援学校用 ※P26参照	R2.11月	・小学校(全児童) ・小学校、中学校(全児童生徒) ・高等学校(全生徒) ・特別支援学校(全児童生徒)	
	(D)「子どもの権利相談センター」ポスター 「子どもの権利相談センター」子ども向けチラシ —悩んでいること相談してみませんか— ※P24参照	R3.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等	
	(E)「子どもの権利相談センター」ポスター —移転のお知らせ— ※P24参照	R3.3月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校(全児童生徒) ・児童生徒が利用する公共施設等	
大人	配付	(F)「子どもの権利相談センター」教員向けチラシ —子どものことを相談してみませんか— ※P32参照	R2.8月	・小学校、中学校
	掲示	(G)センターだよりの掲示 ※P30、P31参照	R2.7月 R2.9月 R3.1月	・青森市役所駅前庁舎2階 (子育て支援課前) ・青森市ホームページ
		(H)「子どもの権利の日」パネル展 ※P28参照	R2.11月	・青森市役所駅前庁舎1階 (駅前スクエア)
	掲載	「広報あおもり」への掲載 特集記事 相談周知	6/1号 毎月	
		青森市Facebookへの掲載	R3.1月 R3.3月	
		スタッフコラムの掲載 ※P29参照	随時	・青森市ホームページ
その他	青森市ホームページ	随時		
	出前講座 ※P33参照	随時		

## 2 子どもへの広報・啓発活動

### (1) リーフレットや携帯用カード、チラシ等の配付

令和2年度は、子どもの権利相談センターの周知チラシ、ポスター、携帯用カードを配付しました。

(A) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表面/裏面

あおもりしこ  
**青森市子どもの権利相談センター**  
困っているときは相談してください!

**相談方法**

- 1 子どもの権利相談センターに来て相談する
- 2 電話する(フリーダイヤル 0120-370-642)
- 3 ファックスする(017-763-5678)
- 4 メールする(ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp)
- 5 手紙を送る

〒030-0822 青森市中央3丁目16-1  
子どもの権利相談センター

**受付時間**  
原則：月曜日～金曜日 午前10時～午後6時  
（祝日、年末年始を除く）

**開設場所**




きもつた  
**気持ちを伝えて  
みませんか？**

相談するとどうなるの？



**子どもの権利相談センターって？**

青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめて「青森市子どもの権利センター」という、赤のまきりをつくりました。このまきりに基づいて作られたのが、「子どもの権利相談センター」です。ここでは、「いやだな…」「こまったな…」「どうしたらいいのかな…」など、悩んでいる子どもの声を受け止めてみなさんが元気になれるようにお手伝いをしています。

編集・発行：青森市福祉部子ども支援課（子ども未来チーム）  
〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階  
TEL/FAX:017-763-5678

(B) 「子どもの権利相談センター」携帯用カード 表面/裏面

悩んでいること、心配なこと、話してみませんか？

あおもりしこ  
**青森市子どもの権利相談センター**

みんなをむすぶ  
**0120-370-642**

おなさんの秘密は守ります！

あおもりしこ  
**青森市子どもの権利相談センター**

**相談方法**

- ① 子どもの権利相談センターにきて話す
- ② 電話する 0120-370-642（電話料金はかかりません）
- ③ ファックスする 017-763-5678
- ④ メールする ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤ 手紙を送る 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市子どもの権利相談センター

原則、月～金 10:00～18:00（祝日、年末年始はお休み）

そのほか相談できるところ

フレンドリーダイヤル 017-743-3600 friendly_dial@ob.aomori.aomori.jp	9:00～24:00	話してください あるいはのりかえり券を こころの相談窓口 017-765-5285	8:30～17:00 土、日、祝、年末年始
よりそいホットライン 0120-279-338	24時間受付	全国統一の教育相談ダイヤル 24時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310	24時間受付

「虐待かな？」と聞いたら  
子ども虐待ホットライン  
0120-71-6552  
児童相談所全国共通ダイヤル  
189

24時間受付

(D) 「子どもの権利相談センター」子ども向けチラシ 表面/裏面

# 悩んでいること 相談してみませんか？

**こんなとき 相談してもいいのかな？**

- いじめられていて、つらい・・・
- 学校に行きたくない・・・
- 家に帰りたくない・・・
- 友だち関係で悩んでいる。
- クラブチームの練習が苦しい。やめたいけど、やめさせてもらえない。

「困ったな」「つらいな」と感じたら、お話しさせてね。

秘密は必ず守ります！

FAXそうだん & お手紙そうだん

子どもの権利 そうだんMiniレター

① このまま FAX するか → FAX: 017-763-5678へ ② この用紙を封筒に入れて送ってね

★相談したい内容は、次のどれにあてはまりますか。1つ えらんでください。

いじめ     体罰     友達のこと     学校のこと     家族のこと

自分のこと     その他

★相談内容を書いてね。.....

★「子どもの権利相談センター」からのお返事がほしいときは、封筒に、あなたの名前、住所、電話番号を書いてください。

お名前 才

学校名

お返事は、  
どれがよいか、  
上2つに○を  
つけてね。

1 FAXがよい     FAX番号( )

2 電話がよい     電話番号( )

3 手紙がよい

(※ 電話は、平日の午前10時～午後6時まで)

ご住所 甲

〒030-0801

青森市  
青森市役所  
駅前庁舎3階

子どもの権利相談センター 行

(E) 「子どもの権利相談センター」ポスター

## 青森市 子どもの権利相談センター 移転のお知らせ

2021年3月29日～

新しい場所 → 青森市役所 駅前庁舎 (アウガ) 3階

- 相談する 子どもの権利相談センターで相談
- 電話相談 ☎ 0120-370-642 (通話無料)
- メール相談 ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- 手紙相談 〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター

子どもの権利相談センター

相談できる時間 ☎ 10:00～18:00

※ 平日・休日・年末年始はお休みです

ご利用時間の駐車料金は無料です。

悩んでいること  
相談してみませんか？

- いじめられていて、つらい・・・
- 学校に行きたくない・・・
- 家に帰りたくない・・・
- 友だち関係で悩んでいる。
- クラブチームの練習が苦しい。やめたいけど、やめさせてもらえない。

秘密は必ず守ります！

新しい場所  
お待ちしております！

発行：青森市子どもの権利相談センター事務局（青森市福祉部子育て支援課） TEL/FAX 017-763-5678



## (2) 小・中学校における「青森市子どもの権利条例」の理解を深める活動の実施

11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、「青森市子どもの権利条例」リーフレットを市内全児童生徒に配付しました。市教育委員会と連携し、小・中学校では「子どもの権利条例」リーフレットを活用した学習の場を設け、「子どもにとって大切な権利」への理解を深めました。

### 【子どもの権利の学習後に寄せられた感想です】

- 私は自分の意見を否定されることが怖くて相手にうまく伝えることが出来ないけれど、自分の意見をしっかり伝えられる権利がある事を知って少し安心できました。この権利はみんなにあって私にもあると知ったので、これからは少しずつでもはっきり相手に伝えていけそうです。また、みんなに権利があることを忘れずにみんなを助けてあげたいです。  
(造道小学校5年生)
- 見えてはいないけれど、子どもはたくさん大人たちに支援されて生きていくことがわかりました。他の人にも権利があるので他の人を差別したりすると、相手の「安心して生きる権利」が守られているとはいえないので、他の人の権利も大切にしないとだめだということがわかりました。  
(戸山西小学校5年生)
- 自分が何かの言動をする前に、それは相手にとって、自分にとって嫌なことじゃないかなと考えてみるのが大切だと思った。自分にも相手にも子どもの権利があることを忘れずに生活していきたい。  
(古川中学校2年生)
- 子どもには生まれた頃から持っている権利がたくさんあることを知りました。もし自分がこの権利をすべて失ったらこの世界で生きてられるのか不安になりました。生きてることはとても幸せなんだと感ずることができました。  
(新城中学校2年生)



☆本文は原文のまま掲載しています。

(C) 「子どもの権利条例」リーフレット

# あなたに知ってほしい！！

## 子どもの権利のこと

### ～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。  
 青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に  
 育ってほしいというねがいをこめた、「青森市子どもの権利条  
 例」という市のきまりがあります。

【問い合わせ先】  
 青森市福祉部子育て支援課  
 〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2階  
 TEL/ FAX : 017-763-5678  
 青森市ホームページ : <http://www.city.aomori.aomori.jp/>  
 (青森市子どもの権利条例については、青森市のホームページでも見ることができます。)

小学1年生～小学4年生版

**11月20日は  
青森市子どもの  
権利の日**



### 「子どもの権利」ってなんだろう？

すべての子どもは、親や大人から大切にされて、しあわせに生きることができます。  
 このことを「子どもの権利」といいます。

子どもの権利は、あなたにも、ほかの人にもあります。  
 自分とおなじように、ほかの人の思いや気持ちを守りなさい。

～あなたには、つぎのような権利があります～

**おどなのやくとく**



子どもの権利を大切にします！  
 力をあわせて、子どもたちをささえます！  
 子どもにとっていっしょにいいことは何かを  
 考えます！



自分と同じように、  
 相手にも権利がある  
 ことを忘れちゃいけ  
 ないんだね。

**① 安心して生きる権利**

自分がいかに安全で、平和で安全に暮らすことができるよ。

心や体を傷つけられることはあってはならないこと。みんなを守ってもらえるよ。

どんな理由があっても差別されないんだ。

ぼくたちはみんな、愛されながら大きく育つことができるんだ。

こまっているときや不安に思っているときは、相談することができるよ。

**② 自分らしく生きる権利**

自分がきめた夢や目標に向かってチャレンジしよう。

自分が思ったことや感じたことは、自由に表現していいんだ。

自分にとって必要なことをおえてもらうことができるよ。

一人一人が大切な存在なんだ。人とつながっていることは、ほがしいことじゃないよ。

安心してすごすごことができる時間や場所をもつことができるんだ。

**③ 豊かで健やかに育つ権利**

子どもは、遊んだり、学んだりしながら育つことができるよ。

創造力や文化にふれることも大切だよ。

青森市の豊かな自然も、私たちをたくましく育ててくれるよ。

まちがったり失敗したりすることをこわらなくて、どんどんチャレンジしてみよう。

芸術やスポーツにふれることも、心を豊かにするためには大切だね。

**④ 意見を表明し参加する権利**

自分の思いや考えを言ってもいいんだよ。

ぼくたちの意見は、大切にもらえるよ。

仲間であつまって、自分たちで活動することができるよ。でも、相手のめいわくなるようなことは、してはいけないんだ。

相手の思いや考えも大切にすくちやいけないね。

26

### 「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方にもついて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

#### ★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

#### ★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めてもらうことができます。

#### ★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

子どもは、一人一人の年齢や学年、発達段階に応じた支援を受けることができます。

#### ★ほかの人の権利も大切です！

子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利も大切にしなければなりません。

#### ★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人など、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ち  
が大切だよ！！



自分と同じように、  
相手にも権利がある  
ことを忘れちゃいけ  
ないだね。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

### みんなにはどんな権利があるの？

すべての子どもは、生まれたときから、しあわせに生きるための権利を持っているよ。子どもたちが、健やかに成長できるように、「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！



#### 安心して生きる権利

守ってもらえる！  
助けてもらえる！  
いじめられない！  
暴力・差別を争けない！  
相談できる！  
命が守られる！

#### 豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！  
いろいろな体験をする！  
楽しい時間を過ごす！  
失敗しても何回でも  
チャレンジできる！

#### 自分らしく生きる権利

ありのままの自分でいられる！  
安心できる居場所がある！  
プライバシーが守られている！  
自由に過ごせる時間がある！

#### 意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえる！  
自分の気持ちや考えを表現できる！  
自分に合った活動ができる！  
話し合いの場にいられる！

いま、不安だ、悲しい、苦しいと  
感じているとしたら、  
安心して生きる権利が  
守られているとは言えません！



自分の気持ちや考えを  
なかなか言えない...

自由な時間がない...

### 1 「青森市子どもの権利条例」とは？

青森市では、「子どもの権利条約」(※1)の理念に基づき、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

(※1)「子どもの権利条約」

世界中の子ども一人一人が人間として当然持っている権利を保障し、子どもたちがそれぞれの権利を行使できるように1989年(平成元年)に国際条約において採択されました。我が国は1994年(平成6年)に批准しています。

### 2 子どもの権利保障の基本的な考え方

この条例では、子どもの権利保障は、次のような基本的な考え方に従って進められなければならないことを定めています。

#### 子どもの最善の利益を優先して考えること

「子どもの最善の利益」とは、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という子どもの権利条約の基本理念に基づいた考え方です。

#### 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること

子どもは、単に保護される対象ではなく、権利を行使する主体でもあるという考え方を。

#### 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること

子どもは、その年齢や成長、発達段階に応じて、それぞれ異なる対応が求められることから、子ども一人一人の成長や発達の機会に応じた適切な支援が行われるべきであるという考え方を。

### 3 大人の責務

この条例では、子どもの権利を尊重するために、大人が果たさなければならない責務を定めています。

子どもの権利を尊重することは、単に子どもの要求や意見をそのまま受け入れることではなく、子どもの最善の利益を考慮して行われなければならない。

#### 保護者の責務

保護者は、子どもの唯一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

#### 地域住民の責務

地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

#### 育ち学ぶ施設(※2)の関係者の責務

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を担うことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(※2) 育ち学ぶ施設

保育所、学校、児童福祉施設その他の子どもの育ち、学習とを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設のこと。

### 4 子どもにとって大切な権利

この条例では、子どもには、健やかに成長し発達していくために、次のような権利が保障されなければならないことを定めています。

#### 安心して生きる権利

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 愛情をもって育まれること。
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

#### 自分らしく生きる権利

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- プライバシーや自由の名義が守られること。
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

子どもの権利は、何らかの義務を果たすことを条件に保障されるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件に認められるべきものです。

#### 豊かで健やかに育つ権利

- 遊ぶこと。
- 学ぶこと。
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

#### 意見を表明し参加する権利

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張すること。
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 仲間をつくり、集まり、活動すること。

他人の権利を尊重することも大切です！！



この条例では、子どもが権利を行使する際には、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにする必要があるので、**「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重し守らなければならない。」**(第5条)と規定しています。



### 3 大人への広報・啓発活動

#### (1) パネル展示による広報・啓発活動

11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、市役所駅前庁舎駅前スクエアにおいて「子どもの権利パネル展」(11月10日～13日)を開催し、子どもの権利相談センターを紹介するパネルを展示しました。

#### (H) 「子どもの権利の日」パネル設置

私たちは、この青森市が、  
生きるかみなぎる子どもが育つ  
大きなゆりかご  
であって欲しいと願っています。

**相談の流れ**

安心して、自分らしく、  
毎日の生活を送ることができるように  
お手伝いします！

初回相談は、  
私たちが対応します。

調査相談専門員

あなたの気持ちを  
聞かせて  
ください

あなたの気持ち  
の橋渡し役に  
なります

安心できるまで  
寄り添います

**相談** → **調整** → **事実の調査  
勧告 要請**

「子どもの権利相談センター」ってなにかな…

子どもの権利について、専門的な知識と経験を持つ「子どもの権利擁護委員」と「調査相談専門員」が、さまざまなことで困っている子どもの話を聞いて、どうしたらいいか、一緒に考える場所です。

何をしてくれるの…

子どもの話をじっくり聞きます。その子にとって、もっとも良いことは何か一緒に考え、必要なときは、いろいろな人と話し合っ、みなさんと一緒に問題の解決に取り組みます。

誰にも知られたくない…

匿名でも相談できます。秘密は、必ず守ります！

**相談内容**

このような相談が、寄せられています

**大人からの相談**

- 子どもが長期間学校を休んでいる。どうすればよいのか…
- 学校のことで悩んでいる…
- つらそうな子どもに、どう声を掛ければよいのか悩んでいる…
- 子どもがいじめられているかも…
- 子どもと上手く関われない…

**子どもからの相談**

- いじめられていて、つらい…
- 学校に行きたくない…
- 家に帰りたくない…
- 友達関係で悩んでいる。
- チームの練習がキツイ。辞めたいけど辞めさせてもらえない…

**Best Interest**  
(最善の利益)

本当に子どものためになるかどうか、子どもの立場になって考えます。

- 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。
- 子ども一人一人を権利の主体として尊重します。
- 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。

**相談を受けるだけではない!**

子どもの権利相談センターは、行政からの独立性を確保された、子どもに関する専門の行政機関

- 調査や関係者間の調整ができます。
- 制度改善を求めることができます。

11月20日は  
青森市子どもの権利の日

「子どもの権利パネル展」の様子

## (2) 市ホームページにスタッフコラムを掲載

「市ホームページ（子どもの権利相談センター）」に子どもの権利擁護委員のコラムを掲載しています。

 沼田 徹 委員	第1号 コロナ禍の中で
	第2号 寛容な社会を実現するために①
	第3号 寛容な社会を実現するために②
<p>私たちは、どのようにしたら、偏見や差別を乗り越えて寛容な社会を実現できるのでしょうか。新型コロナウイルス感染症が私たちに突き付けた困難や課題についてお話しています。</p>	
 小林央美委員	第4号 with コロナ時代と子どもの権利① ～ 子ども自身があらためて認識する学校の意味 ～
	第5号 with コロナ時代と子どもの権利② ～ 子ども自身が「知りたいと思う時」こそ学びのチャンス ～
	第6号 with コロナ時代と子どもの権利③ ～ 人権意識をしっかりと育てるチャンス ～
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配される中、子どもたちは健康で安全な生活が送れているのでしょうか。With コロナ時代での子どもの権利についてお話しています。</p>	
 関谷道夫委員	第7号 子どもの権利をめぐる断層① ～ どんな人生の舞台に立っていますか？ ～
	第8号 子どもの権利をめぐる断層② ～ ほっこり〇〇ちゃんワールド ～
	第9号 子どもの権利をめぐる断層③ ～ こんな私にだって、生きていく権利がある ～
<p>これまでセンターに寄せられた相談を振り返りながら、「子どもの権利擁護」についてお話ししています。</p>	

☆詳細は市ホームページ「青森市子どもの権利相談センター（スタッフコラム）」をご覧ください。

## (3) 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載

子どもの権利相談センターへの相談方法を毎月掲載しています。

広報あおもり 6月1日号には、1年間の活動を報告するため、子どもの権利擁護委員から市長に活動報告した内容を掲載しました。

## (4) 市役所駅前庁舎・市ホームページに子どもの権利相談センターだよりを掲示

年に3回、センターだよりを作成し、市ホームページ（子どもの権利相談センター）に掲載するほか、青森市役所駅前庁舎2階に掲示しています。

☆センターだよりはP30、P31 参照









## 4 コロナ禍に対応した広報・啓発活動



令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため臨時休校になる等、子どもたちの生活にも大きな影響がありました。“学校に行くことで、先生に気づいてもらえていた子どもの小さなSOSのサイン”が見落とされることのないように、改めて子どもの権利相談センターの周知を行いました。

### (1) 放課後児童会等に携帯用カードを配付

臨時休校中、多くの子どもたちが利用していた放課後児童会等に、携帯用カードを配付しました（放課後児童会 50カ所、児童館等 22カ所）

### (2) 市内小・中学校にセンター周知チラシを配付

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境の大きな変化もあり、例年以上に長期休業後の子どもたちへのストレスが懸念されました。コロナ禍での夏季休業中に、子どもたちをより身近で見守る教職員の方に向けて、センター周知のチラシを配付しました（小学校 43カ所、中学校 21カ所）。

教職員の皆様へお願い	放課後児童会の職員の皆様へお願い
<p>日ごろから、青森市子どもの権利相談センターの活動に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、臨時休校になり、子どもたちの生活にも大きな影響があったことと思います。</p> <p>青森市子どもの権利相談センターでは、今回の影響により、緊迫した生活環境に不安な思いを抱えている子どもや、保護者から適切なケアを受けられずに辛い思いをしている子どもがいるのではないかと、考えています。家庭という閉鎖的な空間によって見えないことも多く、これまで、“学校に行くことで、先生に気づいてもらえていた子どもの小さなSOSのサイン”が、見落とされているのではないかと、私たちはとても心配しています。</p> <p>そこで、教職員の皆様へお願いがあります。</p> <p>もし、子どもたちが、色々なことで、悩んでいることがあれば、一人で悩まず、保護者や先生方ももちろん、「青森市子どもの権利相談センター」にも相談できることを伝えていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>また、毎年、青森市子どもの権利相談センターに関して、子どもたち向けのチラシの配布を行っておりますが、今回は、教職員の皆様向けの資料を作成いたしました。「子どもの権利」を大切にすることはどうということなのか、青森市子どもの権利相談センターではどのような相談の対応をしているのか、ご一読いただき、<u>困ったことがあれば、「青森市子どもの権利相談センター」に相談できるのだと、ここを思い出してもらえるとうれしいです。（教職員の皆様も、今の時期に限らず、いつでも、お気軽にご相談ください。）</u></p> <p>青森市の子どもたちが、「安心して、豊かに成長していけるように」、これからも、一緒に子どもたちの成長をサポートしていけたらと思っています。ご協力、よろしくお願いたします。</p> <div data-bbox="252 1675 491 1742" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>同封の資料も、ご覧ください。先生方からのご相談もお待ちしております。</p> </div> <div data-bbox="252 1758 491 1854">  </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">青森市子どもの権利擁護委員 沼田 徹 小林 央美 関谷 道夫</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、臨時休校になり、子どもたちの生活に大きな影響がありました。そのなかでも、子どもたちの安全に配慮しながら、子どもたちと向き合い続けてくださっている職員の皆様のご尽力のおかげで、子どもたちは安心して時間を過ごしていると思います。</p> <p>青森市子どもの権利相談センターは、今回の影響を受け、緊迫した生活環境に不安な思いを抱えている子どもや、保護者から適切なケアを受けられずに辛い思いをしている子どもがいるのではないかと考えています。家庭という閉鎖的な空間によって見えないことも多く、これまで、<u>学校に行くことで、気づいてもらえていた子どもの小さなSOSのサインが、見落とされているのではないかと、私たちはとても心配しています。</u></p> <p>そこで、職員の皆様へお願いがあります。</p> <p>もし、放課後児童会を利用しているお子さんで、元気がなかったり、何か悩んでいる様子があれば、「青森市子どもの権利相談センター」に相談できることを伝えて、カードと一緒に渡していただきますよう、お願いいたします。（枚数に限りがあるため、気になるお子さんに個別で渡したり、子どもたちが、カードを自由に持っていけるように教室内に配置する等、ご配慮くださるようお願いいたします。）</p> <p>困ったことがあれば、「青森市子どもの権利相談センター」に相談できるのだと、ここを思い出してもらえるとうれしいです。（職員の皆様の間でも、「<u>気になる子がいる…」「大丈夫かな。」</u>と思うことがあれば、今の時期に限らず、いつでも、お気軽にご相談ください。）</p> <p>青森市の子どもたちが、「安心して、豊かに成長していけるように」、これからも、一緒に子どもたちの成長をサポートしていけたらと思っています。ご協力、よろしくお願いたします。</p> <div data-bbox="847 1675 1086 1742" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>青森市子どもの権利相談センターについては、同封のリーフレットをご覧ください。</p> </div> <div data-bbox="847 1758 1086 1854">  </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">青森市子どもの権利擁護委員 沼田 徹 小林 央美 関谷 道夫</p>

配付時に添付した擁護委員からのメッセージ








(F) 「子どもの権利相談センター」教員向けチラシ



## 5 出前講座

子どもの権利の普及・啓発を図るため、子どもの権利条例と子どもの権利について学び、理解するための機会を提供する子どもの権利擁護委員による、出前講座を実施しました（表5）。

表5 出前講座の実施状況

実施時期	講演テーマ	参加者(団体)	参加者数
R2. 8月	 発達に課題を有することへの対応 ～ほんの少し優しくなれるコツ(考え方)～	青森市立横内小学校 教職員	15人
R2. 9月	 コロナ禍での「子どもの権利」とは	青森キワニスクラブ	13人
	 子ども会議のスタート! ～今日は楽しく交流しよう!～	市子ども会議委員	13人
R2. 10月	 児童虐待の現在(いま)	青森県少年補導 センター連絡協議会	41人
R2.11月	 子どもの権利について	市子ども会議委員	13人

出前講座の  
ご意見・ご感想の  
一部を紹介します!



- ・ 実際に、子どもに対応するにあたって、とても参考になりました。
- ・ 子どもへの接し方、工夫点などたくさん参考になるお話が聞けてうれしかったです。
- ・ すぐできることは、今から取り組んでいきたいと思います。
- ・ 児童虐待の怖さが改めて身に染みた。大人が皆で心して対応すべきだと思った。

児童虐待の現在







## 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「社会の分断と世代間の断絶を乗り越えるために」

子どもの権利擁護委員 沼田 徹

「鎧・かぶとを脱いで軽くなった」

子どもの権利擁護委員 小林 央美



## IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

### 社会の分断と世代間の断絶を乗り越えるために



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

民主主義は多様な価値観を持つ人々が共生するためのシステムです。様々な異なる意見の存在が前提とされていますから、民主主義社会には、たくさんの重要な問題について意見の対立が生じます。それが、人の人生観や価値観に深く関係する問題であればあるほど、対立は激しくなり、妥協や譲歩による解決は困難な作業になります。各人がそれぞれの「正義」を振りかざし、相手の言い分に全く耳を貸さず、自分と異なる意見を持つ人々とのコミュニケーションそのものを拒絶することになれば、社会にはどのようなことが起きるでしょうか。

意見の違う者が一つの同じ社会の構成員として、共に生活をしていくことができなくなります。特に多数派と異なる意見を持つ少数派の人達は、社会から排除、排斥されていくことになるでしょう。日本は、同調圧力の強い社会であると言われていますが、コロナ禍における「自粛警察」という言葉に象徴されるように、インターネットにおける匿名性を隠れ蓑にし、まるで暗闇から突然石つぶてを投げ付けるように過度な同調性を強要し、「自粛」によって失われる価値の大切さを指摘する少数の声すらも圧殺するようなことが起きています。

意見の異なる者同士がコミュニケーションによって相互理解をする努力を諦めてしまえば、社会の分断が固定化します。社会の分断が固定化すれば、多様な価値観を持つ人々が共生することを目的とした民主主義社会は、まとまりを失い空中分解の危機に瀕してしまいます。

どんなに意見が異なり、激しく主張が対立する相手であっても、その困って立つ根拠や価値には尊重すべきところが必ずあるはずです。水と油だと思っけていても、粘り強く話し合いを重ねる過程で、共通の問題意識に行き当たり、一致できる場所が見つかることは珍しくありません。



私達は、意見の相違が顕著であればあるほど、じっくりと相手の意見に耳を傾ける努力をする必要があります。必要なことは、自分と意見の違う相手が現れたときに、なぜ意見の違いが生じるのか、相手が大切に考えている価値は一切考慮の必要がない取るに足らないものと言い切れるのか、相手の主張には聴くべき点がないのかという謙虚な姿勢です。言い換えれば、意見の違う者の人間性への敬意です。

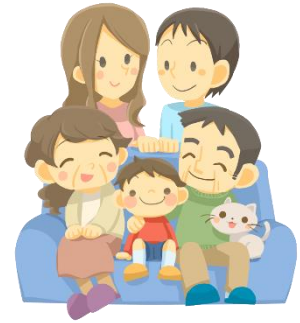


ところで、人間性への敬意は、自分が尊重され、大切に遇された経験からしか生まれてこないと思います。そして、相手の意見を聴き、正面から受け止めることは、相手に対する敬意の最も分かりやすい表現方法です。但し、それには、時間と労力と忍耐が必要です。しかし、その手間を惜しむのでは、人間性への敬意は伝わらないでしょう。

これは、大人と若者との間のコミュニケーションにおいても変わりはありません。

「うっせえわ」という現役高校生が歌う楽曲が再生回数1億回を突破しそうな勢いだそうです。この楽曲は、強者である大人世代に対する若者の諦めや絶望感を表現しています。多くの若者がこの歌詞に共感をしているのは、大人と若者の間にコミュニケーションの断絶に近い現象が存在しているからなのでしょう。

そうだとすれば、大人は、まず、若者に説教を垂れたり、大人の価値観、意見を押し付ける前に、若者に敬意を払い、じっくりと若者の意見を聴くこと、受け止めることが何よりも大切です。そのための時間と労力と忍耐を惜しんでは、世代間の断絶を解消することはできないと思うのです。



(ぬまた とおる 弁護士)

## 鎧・かぶとを脱いで軽くなった



子どもの権利擁護委員 小林 央美

私は、日々、大学の教育学部と大学院で教員を目指す学生や大学院生に研究・教育指導を行っています。教育という営みは、教員と学生らとの相互作用の中で成立しますので、「指導をしている」ではなくて、「共に学んでいる」という表現があっているように思います。そこで、学生や院生が卒業・修了する時に決まって尋ねることがあります。「4年間、または院を含めて6年間で、授業や研究指導を通して、何を学んだかを教えてほしい」ということです。卒業生らの言葉から、授業や研究指導の改善をはかるための問いかけです。

これまでの多くの学生らの言葉に「自然体になれた。自分自身の考えを肯定できた。鎧・かぶとを脱いで軽くなった」というものがあります。さて、これはどういうことなのでしょう？もう少し、学生らに突っ込んで聞いてみました。

総じて、こんなことを言っています。「中学生や高校生の時には、周りの人がどう考えているか、先生や親が正しいと思っていることは何か」ということを知らず知らずに優先的に考えてしまい、それに合わせるような考え方をしていたことに気づいたというものです。

子どもの価値観は、幼少期は、親や教師、大人がモデルとなって醸成されていきますので、大人がモデルになることが重要な時期もあります。また、成長に伴って、同世代の仲間の考え方から触発されて社会的知覚を発達させ社会性が身についていきますので、仲間の考え方に同調していくことも成長の一過程です。しかし、学生らが感じているのは、どうもそれらとは少し違うようなのです。「周りに合わせていくことが第一になり、自分自身がどう考えるかについては思考停止してしまい、周りがどう思うか、大人が自分自身に何を望んでいるのか」を優先して考える日々の中で、「自分自身はどう考えるのかという自分の考えや思い」が分からなくなっていたことに気づいたということのようです。



大学の授業や研究指導は、少し格好つけた表現になりますが学問を学ぶところです。つまり、方法論だけを身につけるのではなく、そこに内在する原理や教育学としての哲学も学ぶことになります。つまり、答えは一つではない問いに挑戦していく日々と言えます。ですから、最後に教師が一つの答えを示すというような授業にはならないことが多いのです。1年次の頃は、一生懸命教師が答えを言うのを待っている気配を感じます。その教師の結論をしっかり聞いて暗記して覚えようとしている感じです。

しかし、そのうちに、命題について考えたり、調べたり、同期の学生の考えを聞いたり、学生同士で議論したりという学び方に慣れてきます。そうすると、自己の考えを発信し、議論によってブラッシュアップし、再度、自己の考えを構築するという深い学びに進んでいきます。つまり、考えが揺さ

ぶられながら再構築し、言語化を繰り返す中で、自己の考えがまとまっていくのです。自己の考えが一定のまとまりとして言語化されていったときの学生の満足感に満ちた表情はとても素敵だと思います。この体験が、どうも「自然体になれた。鎧・かぶとを脱いで軽くなる」ことを導くようです。「かっこをつけたり、みんなが喜ぶような答えを探しても、自分の考えじゃないから、すぐにぼろが出てしまう」という経験の後、潔く鎧やかぶとを脱いだと振り返っていました。軽くなって自由になれたとも言っていました。

「自分の考えを言うということは、What is supposed to be true? (何が本当とされているか) を調べて話す事ではなく、What is true? (何が本当か) を自分の問いとして探求した考えを言うことである」と、佐伯胖氏は述べています。それでは、このような学びのプロセスを保障するためには、どのような条件が必要なのでしょう。これも学生の声から考えてみます。

まずは、「何を言ってもいいんだ」という民主的な学習集団が必要なようです。安心して自己の考えを堂々とと言える環境です。時に、相手の考えに対し、自分自身はどう思うかについて批判的に議論したり、簡単には同意しないで自己の考えを進めていくとすることができるためには、『安心・安全な仲間』が必須なのです。安心・安全の権利が守られる集団の中でこそ、意見表明の権利が発揮できるのだということです。いじめがあるような集団、スクールカーストなどと表されるような仲間同士の中での妙なヒエラルキーのある集団では意見表明は難しいでしょう。

昨年になりますが、2019年は「子どもの権利条約」が国連で採択されて30周年、それが日本で批准されて25周年の節目の年でした。さらに、3月には、国連子どもの権利委員会(CRC)から「日本政府第4・5回統合報告書に関する最終所見」が出されました。その所見の概観から思うことは、「切磋琢磨は必要だけれど、必要以上の競争主義的な教育や他者との比較の中だけでの賞賛、有用性を前提とした肯定」は是正しなければならないと感じます。

子どもが成長過程の中で自由に自己の考えを醸成していくことのできる環境づくりは大人の役目だと思います。子ども自身の有用性を付度するのではなく、子どもが意見表明権を発揮できる土壌づくりの後押しとして、子どもをありのままの存在としての価値を心から認めることのできる大人になりたいものです。



(こばやし ひろみ 大学院教授)



## 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ



## V 青森市子どもの権利相談センターの概要

### 1 設置目的と性格

子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、相談に応じるだけではなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、青森市子どもの権利条例の規定に基づき「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、青森市子どもの権利相談センターを開設しました。

子どもの権利擁護委員の法的性格は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

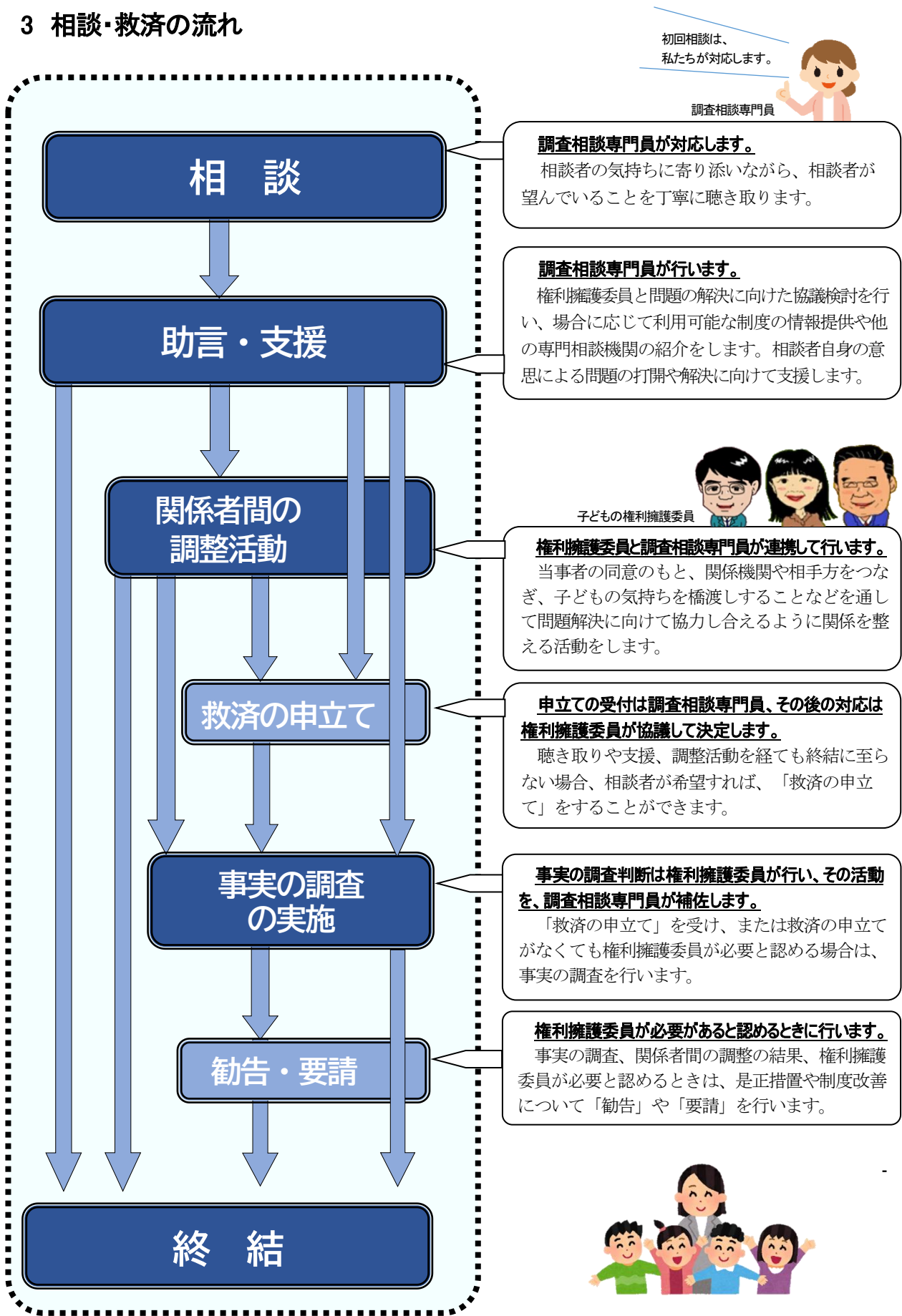
附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、子どもの権利擁護委員は、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことができます。



## 2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、大学教員、臨床心理士）</li> <li>・ 調査相談専門員 3 名</li> <li>・ 事務局（子育て支援課職員）</li> </ul>
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。</li> <li>・ 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されます。</li> <li>・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。</li> </ul>
相談・救済の基本対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（相談継続、当事者自身による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者間の調整支援）を行います。</li> <li>・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱えるさまざまな悩みを広く受け付けます。</li> <li>・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。</li> <li>・ 関係者間の調整は、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者らの間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。</li> <li>・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。</li> </ul>
対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます（18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。）。</li> </ul>
受付時間	原則 月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 (祝日、年末年始を除きます。)
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談</li> <li>・ 電 話 0120-370-642（フリーダイヤル） <small>みんなをむすぶ</small></li> <li>・ ファックス 017-763-5678</li> <li>・ メ ー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp</li> <li>・ 手 紙 〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階 青森市子どもの権利相談センター</li> <li>・ 訪 問 相談場所、時間については要相談</li> </ul>

### 3 相談・救済の流れ



☆ 子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、関係者の見守りを継続的に行うことがあります。

☆ このフロー図は、ケース対応の一例です。







## 相談件数等の年度比較

---

- 1 相談の状況
- 2 調整活動の状況
- 3 調査活動の状況



## VI 相談件数等の年度比較

### 1 相談の状況

#### (1) 相談受付件数

区分	実件数	延べ件数
平成29年度	105	608
平成30年度	90	339
令和元年度	74	473
令和2年度	41	306

#### (2) 相談者の内訳(延べ人数)

##### ① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計
平成29年度	0	27	205	182	0	11	425
平成30年度	0	4	17	101	4	2	128
令和元年度	0	12	142	117	5	0	276
令和2年度	0	8	39	176	2	0	225

##### ② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計
平成29年度	139	10	17	0	0	17	183
平成30年度	105	24	64	0	0	18	211
令和元年度	173	7	11	0	0	6	197
令和2年度	75	3	1	0	0	2	81

#### (3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

##### ① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計
平成29年度	1	57	237	191	0	12	498
平成30年度	7	77	62	113	4	6	269
令和元年度	4	24	105	87	8	3	231
令和2年度	1	15	17	141	2	3	179

##### ② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計
平成29年度	29	1	63	0	0	17	110
平成30年度	6	0	39	0	0	25	70
令和元年度	136	0	74	0	0	32	242
令和2年度	70	0	50	5	0	2	127

#### (4) 相談方法別件数(延べ件数)

区 分		窓口	電話	FAX	メール	手紙	訪問	合計(件)
平成 29 年度	初回相談の件数	25	56	0	19	5	0	105
	延べ件数	50	169	1	359	21	8	608
平成 30 年度	初回相談の件数	17	57	0	13	3	0	90
	延べ件数	47	177	0	106	4	5	339
令和元年度	初回相談の件数	15	46	0	12	1	0	74
	延べ件数	54	157	0	259	2	1	473
令和2年度	初回相談の件数	6	25	0	8	2	0	41
	延べ件数	45	76	0	175	5	5	306

#### (5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区 分		10時～12時	12時～14時	14時～16時	16時～18時	開設時間外	合 計(件)
平成 29 年度 (延べ 587 件)	子ども	50	39	64	150	102	405
	大 人	51	30	42	52	7	182
平成 30 年度 (延べ 335 件)	子ども	19	20	24	48	14	125
	大 人	67	41	52	45	5	210
令和元年度 (延べ 471 件)	子ども	30	12	17	46	169	274
	大 人	63	26	46	53	9	197
令和2年度 (延べ 301 件)	子ども	32	35	39	66	48	220
	大 人	15	19	19	25	3	81

(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (電話相談、窓口相談、訪問相談についてののみ)

区分		30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間以上	合計(件)	
平成29年度 (延べ227件)	電話相談	子ども	38	7	1	0	0	46
		大人	98	20	5	0	0	123
	訪問相談 窓口相談	子ども	4	5	13	0	0	22
		大人	13	5	17	1	0	36
平成30年度 (延べ229件)	電話相談	子ども	15	5	0	0	0	20
		大人	141	14	2	0	0	157
	訪問相談 窓口相談	子ども	6	7	7	4	0	24
		大人	3	4	13	8	0	28
令和元年度 (延べ212件)	電話相談	子ども	10	8	2	0	0	20
		大人	94	31	12	0	0	137
	訪問相談 窓口相談	子ども	2	11	9	0	0	22
		大人	4	10	18	1	0	33
令和2年度 (延べ126件)	電話相談	子ども	17	5	2	0	0	24
		大人	34	11	7	0	0	52
	訪問相談 窓口相談	子ども	3	12	21	4	0	40
		大人	1	0	5	4	0	10

(7) 相談内容の内訳

区分		いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他
平成29年度	実件数41件 (延べ425件)	子ども (0)	3 (178)	5 (26)	9 (34)	10 (152)	0 (0)	0 (0)	6 (10)	1 (1)	0 (0)	7 (24)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実件数64件 (延べ183件)	大人 (10)	11 (42)	1 (1)	4 (11)	0 (0)	13 (21)	5 (13)	5 (41)	2 (9)	0 (0)	6 (12)	4 (11)	0 (0)	9 (12)
平成30年度	実件数29件 (延べ128件)	子ども (11)	1 (10)	0 (0)	5 (34)	9 (51)	0 (0)	0 (0)	3 (6)	1 (1)	1 (4)	3 (5)	1 (1)	1 (4)	1 (1)
	実件数61件 (延べ211件)	大人 (1)	5 (23)	2 (5)	3 (4)	0 (0)	17 (36)	7 (71)	6 (32)	3 (10)	0 (0)	6 (12)	0 (0)	0 (0)	11 (17)
令和元年度	実件数24件 (延べ276件)	子ども (1)	0 (0)	1 (1)	4 (14)	8 (79)	0 (0)	1 (5)	5 (13)	0 (0)	0 (0)	3 (156)	1 (7)	0 (0)	0 (0)
	実件数50件 (延べ197件)	大人 (15)	4 (5)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	14 (76)	3 (17)	11 (54)	0 (0)	1 (3)	5 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
令和2年度	実件数20件 (延べ225件)	子ども (0)	0 (0)	1 (6)	3 (5)	6 (135)	0 (0)	2 (3)	3 (6)	0 (0)	0 (0)	5 (70)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実件数21件 (延べ81件)	大人 (1)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (22)	3 (5)	5 (37)	1 (5)	1 (2)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (2)

## 2 調整活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計(回)	
平成 29 年度	2	31	4	10	30	0	77	(11 件、77 回)
平成 30 年度	0	2	0	6	0	0	8	( 5 件、8 回)
令和元年度	8	2	0	0	1	6	17	( 7 件、17 回)
令和2年度	9	4	0	0	4	27	44	( 5 件、44 回)

## 3 調査活動の状況

### (1) 申立てによる調査活動の状況

区 分	申立て件数	調査回数
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	0	0
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0

### (2) 自己発意による調査活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他	子ども 保護者等	合計(回)	
平成 29 年度	5	7	0	0	0	0	12	(2 件、12 回)
平成 30 年度	3	4	0	0	21	0	28	(6 件、28 回)
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)



## 参考資料

---

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制





## Ⅶ 参考資料

---

### 1 青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日  
条例第七十三号

#### 目次

前文

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 子どもにとって大切な権利(第五条―第九条)

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第十条―第十五条)

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第十六条―第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条)

附則

(前文 表紙裏 参照)

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

##### (定義)

第二条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 十八歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

##### (基本的な考え方)

第三条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

##### (大人の責務)

第四条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第一項の保護者、第二項の育ち学ぶ施設の関係者、第三項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

## 第二章 子どもにとって大切な権利

### (子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第五条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

### (安心して生きる権利)

第六条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

### (自分らしく生きる権利)

第七条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

### (豊かで健やかに育つ権利)

第八条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

### (意見を表明し参加する権利)

第九条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

## 第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

### (子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第十条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年十一月二十日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

### **(子どもの育ちへの支援)**

第十一条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

### **(保護者への支援)**

第十二条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

### **(子どもの命と安全を守る取組)**

第十三条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

### **(子ども会議)**

第十四条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）を置きます。

- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

### **(子どもの権利の保障の行動計画と検証)**

第十五条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

## **第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復**

### **(相談と救済)**

第十六条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

### **(子どもの権利擁護委員)**

第十七条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

### **(委員の職務)**

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

#### **(委員の人数、任期など)**

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

#### **(勧告の尊重と委員への協力)**

第二十条 第十八条第一項第四号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第一項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

#### **(調査相談専門員)**

第二十一条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

### **第五章 雑則**

#### **(委任)**

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

### **附 則**

#### **(施行期日)**

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第四章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

## 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制

### ◆ 子どもの権利擁護委員 3名

氏名	期間	職業等
沼田 徹	平成25年5月1日～	弁護士
小林 央美	平成25年5月1日～	大学院教授
関谷 道夫	平成25年5月1日～	臨床心理士 公認心理師

### ◆ 調査相談専門員 3名

子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行います。

### ◆ 事務局

青森市福祉部子育て支援課 子ども未来チーム

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所駅前庁舎3階

電話番号：017-734-5320